

農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策 (スマート農業機械等導入支援)

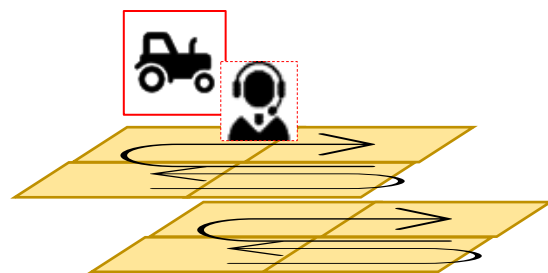
令和5年10月
農林水産省
農産局農産政策部技術普及課

スマート農業機械等導入支援の概要

支援対象者 (事業実施主体)	農業支援サービス事業者
支援内容	農業支援サービスの提供を目的とした スマート農業機械等の購入・リース導入
主な要件	・ サービスの利用者数にかかる成果目標を設定し達成すること
加算要件	・ 複数の都道府県でサービスを提供している場合 ・ 重要な施策の推進のために必要な機械を導入する場合 等
補助率	1 / 2 以内
補助上限	上限1,500万円
補助対象機械	農業支援サービスの提供に必要なスマート農業機械等
加算ポイント 対象機械	自動操舵農機 （後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く）、 電動草刈機 （自立走行式又はリモコン式のもの）、 食味・収量センサ付きコンバイン 、 収穫ロボット （カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）、 可変施肥機 （ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等）、 センシングドローン 、 みどり投資促進税制対象機械

取組

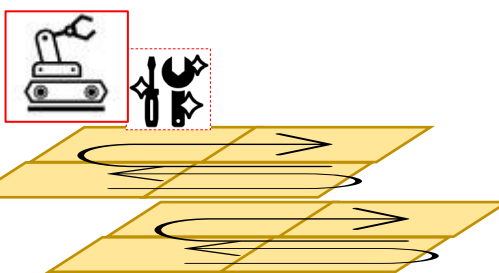
・産地をまたがって農薬防除の作業受託サービスを提供するために、農業用無人車（300万円）を取得する場合。



→専門作業受注型

取組

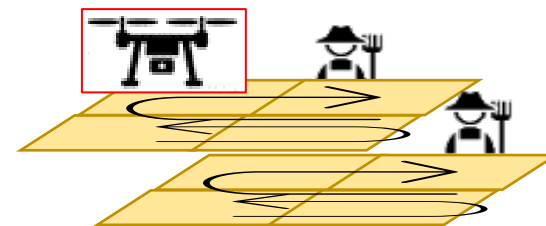
・県域を越えた野菜収穫ロボットのシェアリングサービスを提供するため、野菜収穫ロボット（800万円）を取得する場合。



→機械設備供給型

取組

・全国的にドローンを使用して施肥・センシングの作業受託・データ分析のサービスを提供するために、ドローン（600万円）を取得する場合。



→専門作業受注型
データ分析型

・農業用無人車の取得にかかる経費の
1 / 2 （150万円）

支援

・野菜収穫ロボットの取得に係る経費の
1 / 2 （400万円）

支援

・ドローンの取得に係る経費の
1 / 2 （300万円）

支援

※新たにサービス事業に取り組む事業者、またはすでにサービス事業に取り組んでいる事業者のどちらも対象になります。

成果目標及び採択基準（スマート農業機械等導入支援）

○ 本事業においてサービス実施主体は、農業支援サービス事業を活用する経営体数を向上させることを成果目標として設定することとし、成果目標の達成年度は事業実施年度の翌々年度とする。採択に当たってはこれに加え、以下の採択基準を設け、審査・評価を実施する。

【採択基準】

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業の効果	農業支援サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	サービスを活用する経営体数の増加に係る目標 10以上・・・5点 30以上・・・10点 50以上・・・20点
		県域を越えて、広く実施する取組 複数の都道府県（2以上）でサービスを実施する場合・・・10点
	農業支援サービス事業の高度化に資する取組か。	サービス実施主体が導入する農業機械が以下のものに当てはまる場合は30点 自動操舵農機 （後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く）、 電動草刈機 （自立走行式又はリモコン式のもの）、 食味・収量センサ付コンバイン 、 収穫ロボット （カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）、 可変施肥機 （ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等）、 センシングドローン
		サービス実施主体が導入する農業用機械等をレンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組（機械設備供給型）に該当する場合は10点
		サービス実施主体が導入する農業機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合は5点
2 事業の実現可能性	事業計画に記載のある実現可能性について妥当かどうか。	サービス実施主体が農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合は5点
		特に妥当の場合：20点 妥当の場合：10点 妥当ではない：0点

採択までのスケジュール

令和 5 年 1 0 月 1 3 日

公募開始
農林水産省共通申請サービス（eMAFF）にて申請
※eMAFF申請画面は10月下旬頃に開設予定のため、それ以降申請していただきますようお願いいたします。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

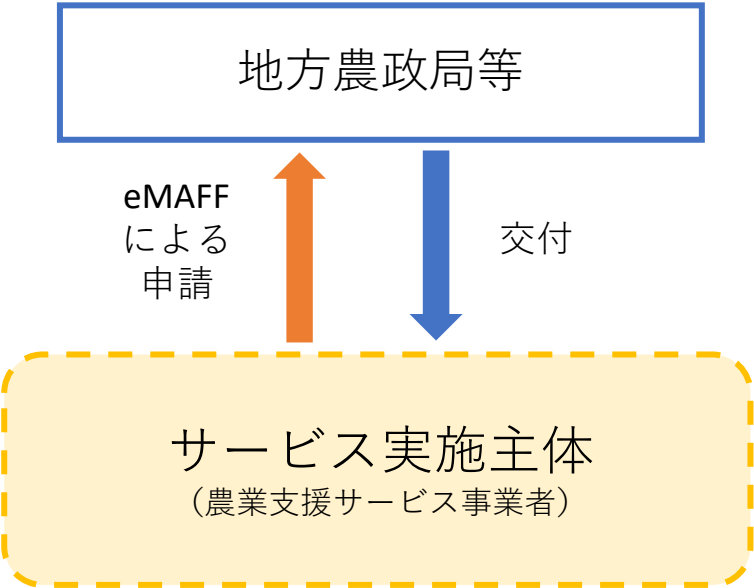
公募受付締切（23:59まで）

審査期間

令和 6 年 1 月上旬頃

採択結果通知

申請の流れ



問合せ先

- 本事業に関する資料や様式、詳細については、農林水産省のホームページをご参照ください。
（「農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策 4次公募」で検索。）

内容	問合せ先	管轄する都道府県	電話番号
事業詳細や申請について	北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	東北農政局 生産技術環境課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-6214 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	関東農政局 生産技術環境課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	048-740-0447 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	北陸農政局 生産技術環境課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	東海農政局 生産技術環境課	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	近畿農政局 生産技術環境課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	075-414-9722 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	中国四国農政局 生産技術環境課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	086-230-4249 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	九州農政局 生産技術環境課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-300-6273 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)
	内閣府沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄県	098-866-1653 (平日10:00～12:00、13:00～17:00)

※eMAFFについて：ナビダイヤル 0570-550-410（平日9:30～17:30）
 ※gBizIDについて：デジタル庁ヘルプデスク 0570-023-797（平日9:00～17:00）

様式 1 - 1

別紙 3 (様式 1 - 1) (第 6 関係)

事業実施計画 (スマート農業機械等導入支援)

記載例

1 事業実施主体名

㈱〇〇サービス事業体

2 事業実施主体の概要

法人番号 (法人の場合)		0000000000000
事業実施主体の所在地		東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
代表者	所属・役職	代表取締役
	氏名	農林 太郎
担当者	所属・役職	〇〇〇
	氏名	農林 次郎
	電話番号	03-6744-2218
	E-mail	〇〇@〇〇〇〇.jp

3 事業計画

提供サービスの類型	専門作業受注型
事業の内容	〇〇〇〇
セールスポイント	〇〇〇〇
サービス展開戦略	〇〇〇〇
競合・市場などサービスを取り巻く状況	〇〇〇〇
事業完了予定日	令和5年3月31日

申請事業者の概要を記載ください。

申請の内容について問い合わせる際に対応可能な者の情報を記載ください。

・専門作業受注型
・機械設備供給型
・人材供給型
・データ分析型
・その他
の中から該当する 1 つをタブから選択。複数に該当する場合はその他を選択してください。

審査委員による審査を実施するためそれぞれの項目について、取組の内容を分かりやすく簡潔に記載ください。

事業完了予定日は機械の導入や清算が完了する日で令和 6 年 3 月 31 日までの日を記載ください。

申請様式記載例

様式１－１（つづき）

4 成果目標

成果目標の項目	現状値（令和○年度）	目標値（令和○年度：事業実施年度の翌々年度）	目標値の算定方法
1. 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標	○	○	○○○○であることから、○○○を見込み、目標値の○を算定している。

(注) 現状値に関する根拠となる資料を添付すること。
「目標値の算定方法」は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

5 売上げの見込み

事業の規模	売上見込み（令和○年度：事業実施年度の翌々年度）	見込みの算定方法
1. 事業実施主体の提供するサービスに係る売上げ	○○○万円	サービスを活用する経営体数○×○a×○○円

(注) 見込みの算定方法については事業規模（経営体数、面積、料金体系）がわかるように記載すること。
(例：サービスを活用する経営体数×1経営体当たりの面積（10a）×提供価格（円/10a）)

6 総括表

事業の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
Ⅲ スマート農業機械等導入支援	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	減額した金額 3,000,000円
合 計	33,000,000	15,000,000		18,000,000	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

成果目標の現状値及び目標値とその算定方法を詳細にわかりやすく記載ください。バックデータがあれば補足資料を添付してください。

売上げの見込とその算定方法をわかりやすく記載ください。バックデータがあれば補足資料を添付してください。

消費税相当額を記載

税込額を記載

税抜額を記載

総事業費から国庫補助金を引いた額を記載

申請様式記載例

様式1-1 (つづき)

7 導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台あたり 導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格 (円、税抜)		加算ポイントの該当	
							うち国費 (円)	30点加算	みどり税 制
無人ロボットトラクタ	〇〇	〇〇	R5.3.10	30000000	1	30,000,000	15,000,000	○	-
						0		-	-
						0		-	-

(注1) 見積書及び機械の機能が分かるもの(パンフレット等)を別途添付すること。

(注2) 「加算ポイントの該当」欄には、公募要領別紙4に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を記載すること。

(注3) 適宜、行を追加して記載すること。

公募要領別紙4に定める導入機械に係る加算ポイントに該当する場合に○を記載ください。

みどり投資促進税制の対象機械は以下よりご確認ください。
[基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

機械の名称を記載
(見積書から確認
できる名称)

税抜額を記載

1台あたり導入価
格×台数の税抜額
(自動計算)

複数の機械を申請する場合は適宜行
を追加して記載ください。

8 事業実施主体が農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に基づく事業参入計画の認定を受けている

9 導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	○	群馬県	-	富山県	○	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	○
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	○	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数

4

(注) 導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県に○を記載すること。

農業競争力強化支援法については以下よりご確認ください。
[農業競争力強化支援法：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

本事業において導入する機械を直接
用いてサービスを提供する都道府県
に○を記載してください。

様式 1 - 2

別紙 3 (様式 1 - 2) (第 6 関係)

農業支援サービス事業利用者一覧

記載例

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)の添付をお願いします。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料としてください。

1 事業実施主体名

(株)〇〇サービス事業体

2 農業支援サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)				見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	面積(a)	時間(h)	
1	〇〇 〇〇	防除作業受託	稲	1200	6	-
2	□□ □□	防除作業受託	稲	1200	6	-
3	△△ △△	防除作業受託	稲	1200	6	○
4	◇◇ ◇◇	防除作業受託	麦、馬鈴薯	2000	10	○
5	×× ××	防除作業受託	大豆、馬鈴薯	1500	8	○
6	◎◎ ◎◎	防除作業受託	大豆、馬鈴薯	1500	8	○
7	▽▽ ▽▽	防除作業受託	ビート、馬鈴薯	1200	6	○
8	☆☆ ☆☆	防除作業受託	ビート、馬鈴薯	1200	6	○
9						-
計					8	者(A)

(注1)本事業による機械導入によって実施される農業支援サービス事業の利用希望のある者を記載すること。
(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容				サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	面積(a)	時間(h)		
1	JA〇〇	防除作業	水稻、麦等	15000	75	11	-
2	JA〇〇	防除作業	水稻、麦等	30000	150	22	○
3							-
計					33	者(B)	

(注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

4 サービス利用者合計(A+B)

41 者

本事業による機械導入によって実施されるサービスの利用者を記載。
なお、利用見込である者には見込欄に○を記載してください。
契約済みの場合は一を記載してください。

農協等を経由してサービスを提供するため利用者の個人名がわからない等の場合はこちらに記載してください。

※様式 1 - 1 の成果目標の現状値及び目標値とは必ずしも一致しません。

様式 1 - 3

別紙3（様式1-3）（第6関係）

事業実施体制に関する書類（様式例）

記載例

〇年〇月〇日時点

申請事業者の概要を記載ください。

1. サービス提供事業者の概要（※）

名称	(例：〇〇農園)
所在地	(例：この組織の事務所は〇〇に置く。また、農業機械の管理場所は・・・)
代表者	(例：〇〇〇〇)
副代表者、役員等	(例：副代表：〇〇〇〇、役員：〇〇〇〇ほか〇名)
事業年度	(例：毎年〇月〇日～〇月〇日)
従業員数	(例：社員〇〇名、臨時〇〇名)
事業内容	(例：〇〇に関する事業、・・・) (例：〇〇の加工・販売、〇〇の作業受託)

申請事業者が提供するサービスについてわかりやすく記載してください。

2. サービスの概要（※）

サービス分類	(例：農業散布サービス)
サービス内容	(例：ドローンパイロットとのマッチングにより農薬散布を請け負うサービス) (例：自社パイロット及び自社ドローンを活用し農薬散布を請け負うサービス)
サービス対象品目	(例：水稻、麦、大豆)
サービス対象地域	(例：全国) (例：〇〇県、〇〇県・・・)
サービス提供期間	(例：通年) (例：〇月～〇月)
サービスの最低利用期間	(例：〇週間)

3. 料金・オプション（※）

基本料金単価	(例：〇〇円/10a)
追加料金要件	(例：面積、遠方出張（営業所から〇km以上）)
その他サービス利用者が負担する主な料金	(例：農薬代、肥料代)
解約・違約費用等	(例：利用規約記載のとおり)

申請様式記載例

様式1－3（つづき）

4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）	
(例：パンフレット掲載フロー図のとおり)	
農業支援サービス実施の体制や作業開始までのフロー図を作成してください。	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
(例：農薬の準備、車幅〇mの車両が通れるほ場進入路の確保)	
6. 責任範囲・保証内容	
(例：利用規約記載のとおり)	
7. 保有資格等	
(例：〇〇ドローン技能認定、大型特殊免許)	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	00-0000-0000
受付時間	00:00～00:00
担当部署	〇〇〇〇
メール、問合せフォーム等	〇〇@〇〇〇〇.jp

(注) ※を付したものは必須事項です。

サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を別添してください。

サービスの内容について問い合わせる際に対応可能な者の情報を記載ください。

様式 1 - 4

別紙 3 (様式 1 - 4) (第 6 関係)

提出資料チェックシート (スマート農業機械等導入支援)

事業実施主体名

株式会社〇〇サービス事業体

番号	資料名	チェック内容	チェック
1	事業実施計画【様式第 1 - 1 号】	記載漏れはないか。	○
2	成果目標の現状値に関する根拠資料	添付漏れはないか。	○
3	見積書	導入台数分・原則 3 者以上からの見積書を添付しているか。	○
4	機械の機能が分かるもの (パンフレット等)	添付漏れはないか。	○
5	利用者一覧【様式第 1 - 2 号】	記載漏れはないか。	○
6	契約内容が分かるもの (契約書等)	添付漏れはないか。	○
7	事業実施体制の分かる資料【様式第 1 - 3 号】	添付漏れはないか。	○
8	財務状況が分かる資料 (財務諸表)	添付漏れはないか。	○
9	上記のほか、事業計画の内容を補足する資料 (※)	添付漏れはないか。	○

(注) ※を付したものは必要がある場合に提出すること。

記載例

応募書類に不備がないか確認し、右欄に○を付した本チェックシートも提出ください。

成果目標の現状値の根拠が分かるもの (利用者名及び作業内容が明記された作業日誌や契約書、領収書など) を添付してください。現状値が 0 の場合はその旨を説明した書類を添付ください。

導入機械、導入台数分の見積書を原則 3 者以上から取得し添付してください。3 者分取得できない場合はその理由書を添付してください。

利用者一覧に記載した者について提供予定のサービスに係る契約書の写し又は利用者からの同意書等、導入機械を活用してサービスを提供する利用者を確保していることが分かる書類 (締結日時、利用予定者の氏名、提供予定のサービス内容、商談の状況等が明記されていること) を添付してください。2 と重複する場合はその旨が分かるようにし、どちらか一方に添付してください。

財務状況が分かる資料については、いわゆる財務三表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書) や青色申告の決算書、白色申告の収支内訳書を想定しております。

事業実施計画中の「成果目標値の算定方法」にて記載した情報のバックデータ等があれば添付してください。
(例) 地域農業者に対するパーセンテージから算出した場合はパーセンテージの根拠資料、サービス提供先へのアンケート調査による場合は根拠となるアンケート結果、すでにサービス利用希望者がいる場合は利用希望書や同意書 等

よくあるお問合せ

Q1 「農業支援サービス事業者」とはどのような者か。

- A1 サービス事業者とは、下記に掲げる農業支援サービス事業のいずれかを実施し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある事業者をいいます。
- ・ 専門作業受注型（農業者の行う農作業を代行する取組を行う）
 - ・ 機械設備供給型（農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組を行う）
 - ・ 人材供給型（作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組を行う）
 - ・ データ分析型（農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組を行う）
 - ・ その他（上記に当てはまらない農業支援サービスを農業者に提供する取組）

Q2 自分の土地や他人から借りている土地での営農は農業支援サービス事業に当たるのか。

- A2 作業受委託契約のもと農作業を代行するものを専門作業受注型とみなしており、作業受委託ではない自分の土地や他人に借りている土地での営農は、農業支援サービスには当たりません。

Q3 これから新たに農業支援サービス事業を始める場合の対応はどうか。

- A3 現状値が0であっても、事業計画に基づいた成果目標を設定することができれば申請を可能とします。

Q4 すでに農業支援サービスを行っている者も支援対象なのか。

- A4 要件を満たせば対象となります。

Q5 対象となる機械は新規に導入する場合のみか。規模拡大による追加や買替時也可能か。

A5 要件を満たせば対象となります。

Q6 農業機械のアタッチメントやオプション、カスタマイズも補助対象に含まれるのか。

A6 本事業では50万円以上の導入機械の機械費が支援対象となります。なお、個々の本体価格が50万円未満のアタッチメント・オプションについては、必要性を説明できる場合に「導入機械一式」として、補助対象となり得ますので、理由書等で必要性の根拠を提出してください。また、カスタマイズについても導入する機械費に含まれているものは対象になります。

Q7 1者が複数台機械を導入することは可能か。

A7 1サービス実施主体当たりの上限の範囲内（最大1,500万円）で可能です。

Q8 事業実施主体を構成する者が複数の地方農政局等の管轄する都道府県に渡る場合、事業実施主体はどこに申請を行えばよいか。

A8 事業実施主体の所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局に提出してください。判断が難しい場合は、代表者が所在する都道府県を管轄する地方農政局に提出ください。

Q9 導入する機械を自身の営農に使用することは可能か。

A9 農業支援サービス事業を行うために導入するという事業計画から逸脱することとなり、目的外使用に当たるため財産処分の手続きが必要となります。

Q10 財務状況がわかる資料（財務諸表）とはどのようなものか。

A10 財務状況が分かる資料については、いわゆる財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）を想定していますが、青色申告の決算書や、白色申告の収支内訳書でも構いません。ただし、採択に係る審査において、事業計画の実現可能性が評価されることから、紙媒介のものをデータ化する際は、なるべく写真ではなくスキャナーを使っていただき、見やすいように一つのファイルにまとめた添付をお願いします。

Q11 機械購入の際、リース導入やクレジットカード等による分割払い、融資による資金繰りは可能か。

A11 農業用機械等をリース導入する場合、公募要領（別紙2）（第3関係）に記載の注意事項を満たす必要があります。また、クレジットカードの分割払いを使用する場合は事業実施年度内に支払いが完了している必要があります。融資による資金繰りは可能ですが、一部には活用できない制度資金もございますので、融資機関の担当者を確認いただきますようお願いいたします。